

# 研修の趣旨説明・虐待対応状況 調査報告等

---

東京都福祉局障害者施策推進部  
企画課権利擁護担当

# 本研修の趣旨

- ・本研修は、厚生労働省が作成した「障害者虐待防止と対応の手引き」の内容に沿ったものになっています。
- ・手引きについては、令和6年7月に改訂されました。
- ・施設等で活用いただいている手引きが改訂後のものか確認をお願いします。
- ・手引きの主な改訂のポイントを踏まえた研修実施に努めていただくよう、お願いいいたします。

# 手引きの主な改訂のポイント

- 令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたことの記載を追加(P15)。また、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたことの記載を追加(P36)
- 指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一(P14、P15)
- 原因の分析と再発の防止について、直近の調査結果を踏まえて記載を修正(P29)
- 強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加(P43)

# 学校、保育所等、医療機関における 障害者に対する虐待

- 関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、障害者に対する虐待に対処するための措置、その他障害者に対する虐待を防止するために必要な措置を講ずるものとされている（法第29条～第31条）

# 学校における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	学校における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加</li><li>・各学校で虐待防止に関する研修を実施</li><li>・いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布</li></ul>
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知</li></ul> 
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築</li><li>・事例対応検討会議等の設置</li></ul>
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・体罰防止月間の実施</li><li>・障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動</li></ul>

# 保育所等における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	保育所等における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体の保育所等所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に園長等が参加</li><li>・各保育所等で虐待防止に関する研修を実施</li><li>・人権に関する絵本等の配布</li><li>・児童虐待防止推進月間にのぼり旗の掲出</li></ul>
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・園内に相談窓口（園長・主任級）を設置、保護者への周知</li><li>・苦情解決体制との連携、外部委員の活用</li></ul> 
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築</li><li>・事例対応検討会議等の設置</li></ul>
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・「人権擁護セルフチェックリスト」の実施による保育士自身の振り返りの実施</li><li>・保育所職員による市内療育施設への見学</li><li>・障害のある園児の関係機関、団体等との交流活動</li></ul>

# 医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	医療機関における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体の医療機関所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に管理者等が参加</li><li>・各医療機関で患者の人権や虐待防止に関する研修を実施</li><li>・患者の人権に関する掲示物の掲示、広報物等の配布</li><li>・虐待防止のための職員行動指針の策定、掲示</li></ul>
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・人権擁護に関する相談窓口（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番等）の周知</li><li>・精神科入院患者への処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等の周知</li><li>・職員、患者等に対する通報先の明示</li></ul>
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・入院患者からの意見箱への意見投書内容について人権擁護委員会による検討、回答の掲示</li><li>・虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、マニュアルの作成</li><li>・事例対応検討会議等の設置</li></ul>
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・外部委員を擁する人権擁護委員会の設置</li><li>・病院職員が職場や自分自身の支援内容を振り返る際に活用する自己チェックの実施</li></ul>

# 都内における障害者 虐待の状況

## 令和5年度 都内における障害者虐待の状況(公表情報)から

### ① 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	77	75.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	60	58.8%
倫理観や理念の欠如	59	57.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	32	31.4%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	36	35.3%

「正しく知ることで防げる虐待も多い

### ② 障害者総合支援法等の規定による権限の行使等

	件数
報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	18
改善勧告	7
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	0
指定の効力の全部又は一部停止	0
指定取消	0
合計	25
都・指定都市・中核市等による指導	20

### 【虐待等による死亡事例】(全国調査から)

- 施設従事者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例1件。
- 「障害者支援施設」における事例。被虐待者「男性」「50～54歳」、障害種別「身体・知的障害」。
- 虐待者 1人。「男性」「生活支援員」。虐待の行為の類型は「放棄・放置」。

## 令和5年度 都内における障害者虐待の状況

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による 障害者虐待	合計
相談・通報・届出件数	685件 (517件)	728件 (428件)	103件 (75件)	1516件
虐待を受けたと判断さ れた事例数	188件 (156件)	103件 (89件)	31件 (32件)	322件

※上記は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)のもの。

※「障害者福祉施設等従事者による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」の「虐待を受けたと判断された事例数」は、都内の施設・事業所等に関する事例である。

※「養護者による障害者虐待」及び「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」について

- ・「相談・通報・届出件数」は、区市町村及び都における受付件数であり、同一事例について重複している場合がある。

- ・「虐待を受けたと判断された事例数」は、令和5年度中に相談・通報・届出を受け、令和6年度に虐待と判断した事例を含む。

※「使用者による障害者虐待」

- ・「相談・通報・届出件数」及び「虐待を受けたと判断された事例数」は、東京労働局における対応件数である。

- ・なお、区市町村及び都における相談・通報・届出件数は、116件である(同一事例について重複している場合がある)。

- ・「虐待を受けたと判断された事例数」は、令和5年度中に相談・通報を受け、令和6年度に虐待と判断した事例を含む。

## 障害者虐待対応状況調査＜都内における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞経年データ

(単位:件)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・通報・届出件数	271	276	307	329	428	728
虐待を受けたと判断された事例数	45	37	58	63	89	103

## 令和5年度 都内で虐待を受けたと判断された事例における虐待行為の類型

(単位:件)

	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
身体的虐待	61
性的虐待	7
心理的虐待	44
放棄・放置(ネグレクト)	4
経済的虐待	8

※1つの事例について、複数の類型が存在している場合があるため、合計は「虐待を受けたと判断された事例数」と一致しない。

## 令和5年度 都内で虐待があった障害者福祉施設等の種別

(単位:件)

障害者支援施設	15
居宅介護	1
重度訪問介護	3
行動援護	2
生活介護	18
短期入所	2
自立訓練	1
就労継続支援A型	1
就労継続支援B型	15
共同生活援助	31
一般相談支援及び特定相談支援事業	1
移動支援	2
児童発達支援	1
放課後等デイサービス	10

## 令和5年度 都内で虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

(単位:件)

サービス管理責任者	6
管理者	13
設置者・経営者	3
看護職員	1
生活支援員	63
職業指導員	1
就労支援員	4
就労定着支援員(就労定着支援)	1
世話人	16
相談支援専門員	1
児童発達支援管理責任者	4
児童指導員	3
その他従事者	6
不明	2

## 令和5年度 都内で虐待を受けたと判断された事例における被虐待者の障害種別

(単位:人)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	
知的障害	135
身体障害	26
精神障害(発達障害を除く)	26
発達障害	2
難病等	1

※1人の被虐待者に対し、複数の障害種別があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されている。

# 全国における障害者 虐待の状況

# 法施行後の状況

## 令和5年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとめましたので公表します。

### 【調査結果(全体像)】

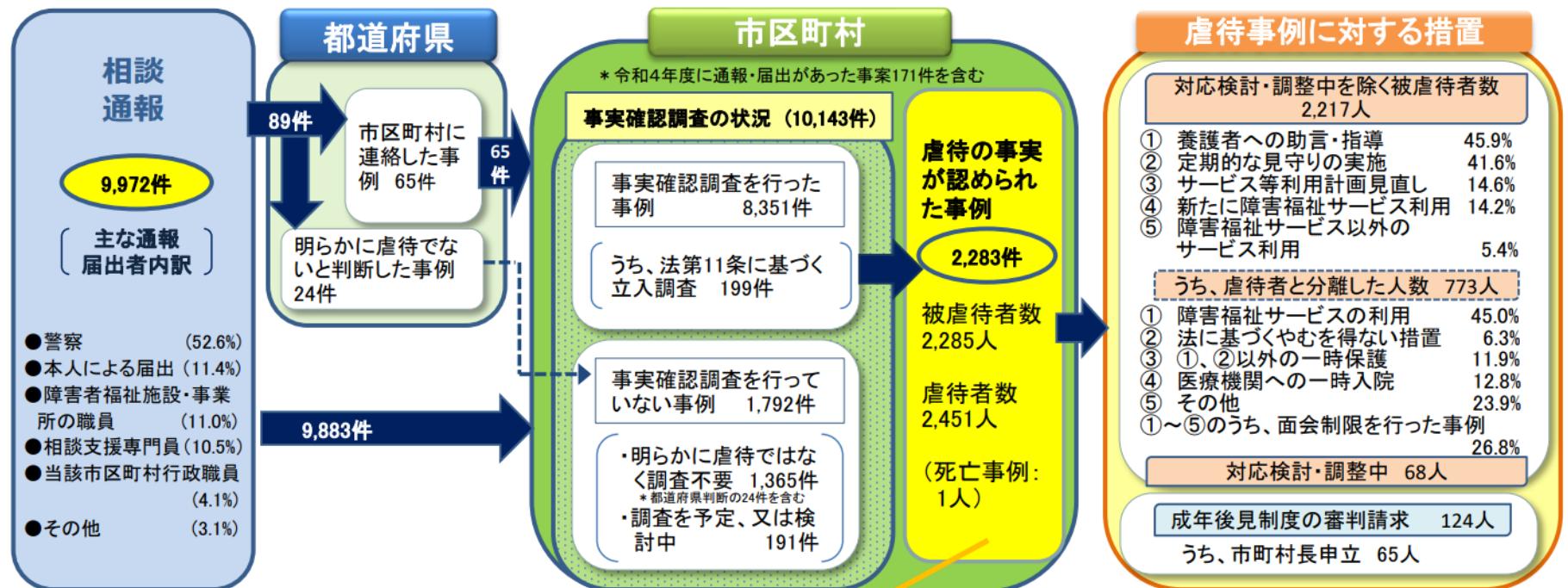
	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	9,972 件 (8,650 件)	5,618 件 (4,104 件)	1,512 事業所 (1,230 事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,283 件 (2,123 件)	1,194 件 (956 件)	447 件 (430 件)
被虐待者数	2,285 人 (2,130 人)	2,356 人 (1,352 人)	761 人 (656 人)

(注1) 上記は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(令和4年4月1日から令和5年3月31日までのもの。

(注2)都道府県労働局の対応については、令和6年9月4日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

# 令和5年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>

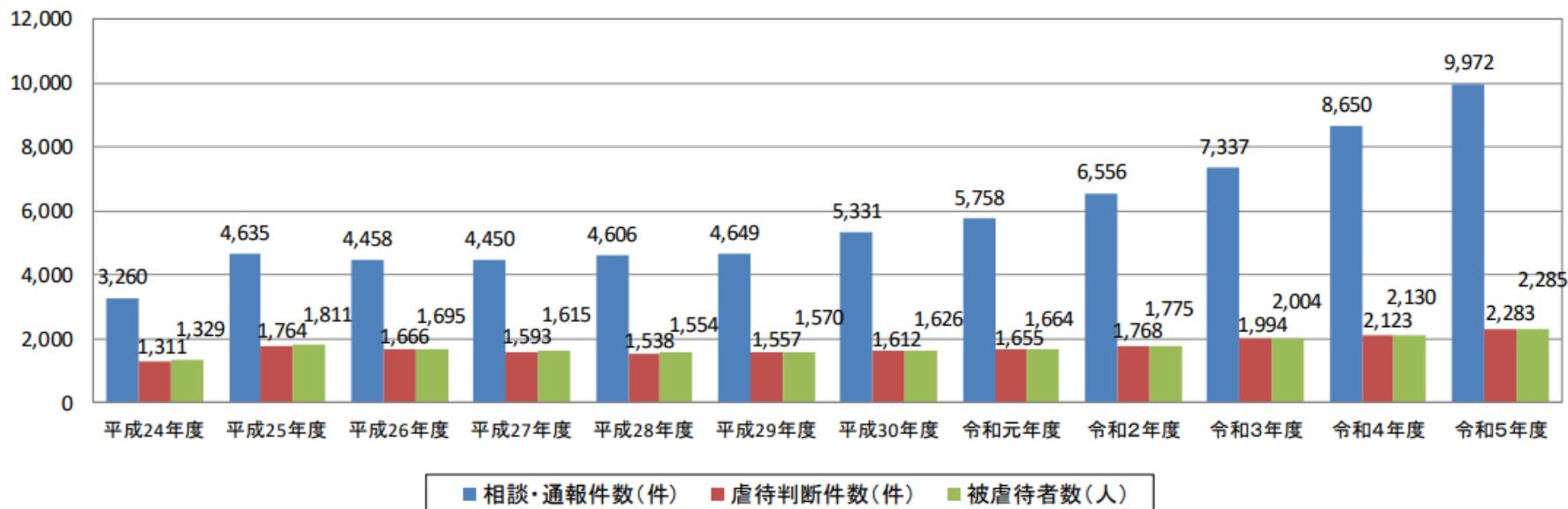


## 1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- 令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から1,322件(15.3%)増加。
- 令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- 令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

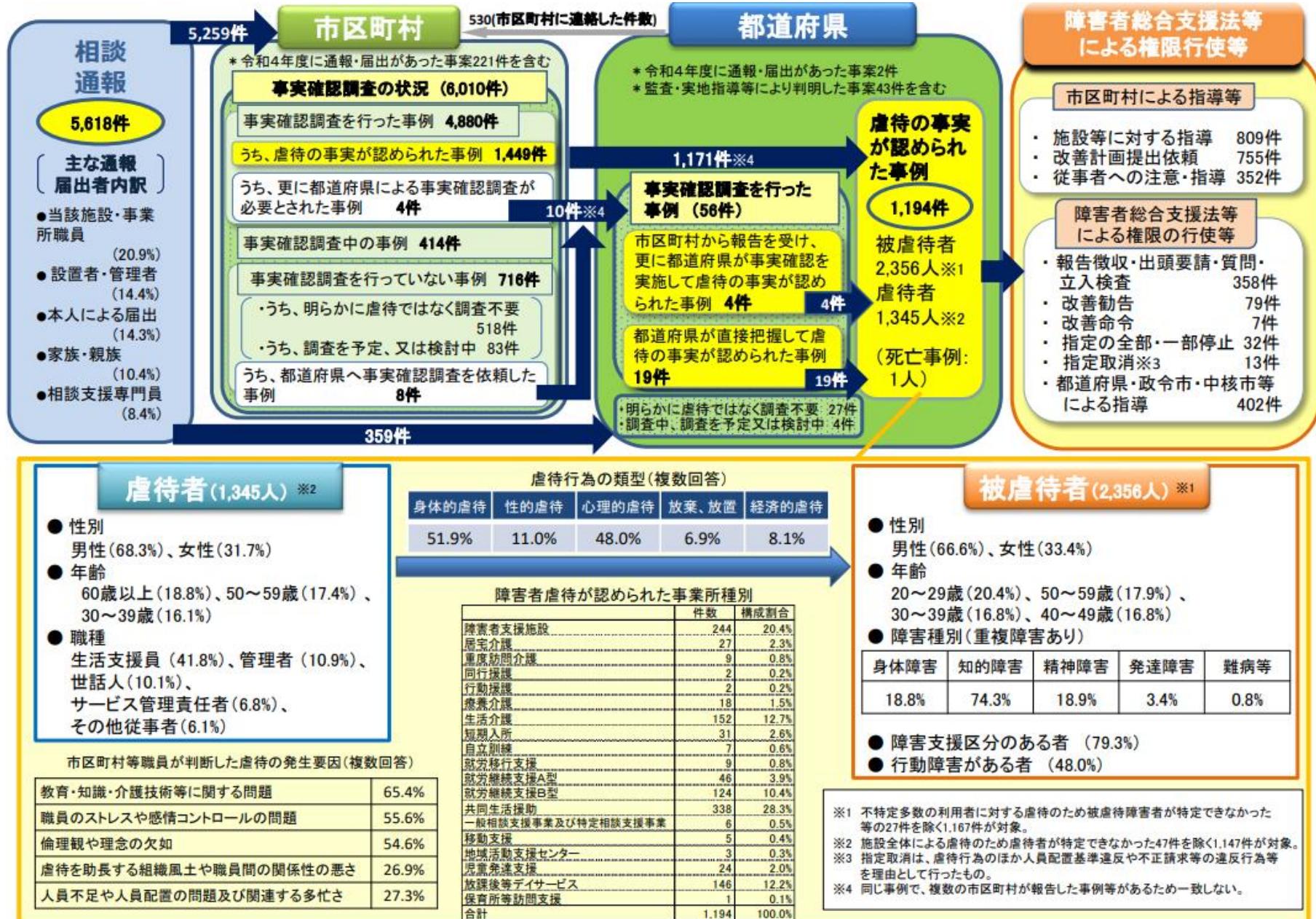
養護者	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

**養護者による障害者虐待**



\* 平成24年度は下半期のみのデータ

# 令和5年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



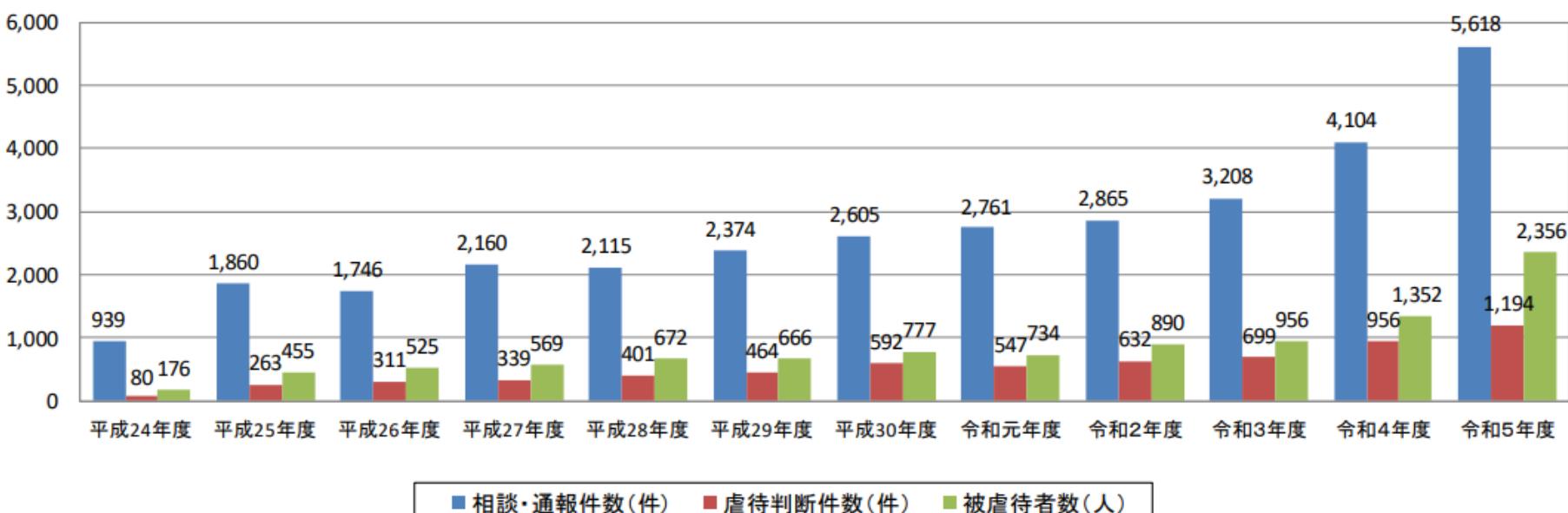
## 2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- 令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- 令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- 令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

\*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



# 障害者虐待防止法施行後も続く障害者虐待の事案

## ○入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の容疑者を逮捕した。男性は骨折など複数のがれを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚同施設を家宅捜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

## ○福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で15人の職員が死亡した少年を含む入所者23人に虐待していたことが判明した。

## ○障害者暴行事件 幹部職員ら証拠隠滅容疑で逮捕

入所者に暴行したとして元職員らが逮捕された事件で、施設を運営する社会福祉法人の幹部職員ら3人が、事件後に行われた内部調査の文書を廃棄したとして証拠隠滅の疑いで警察に逮捕された。

文書には入所者の男性が暴行を受けた際の目撃証言が記載されていたと見られている。

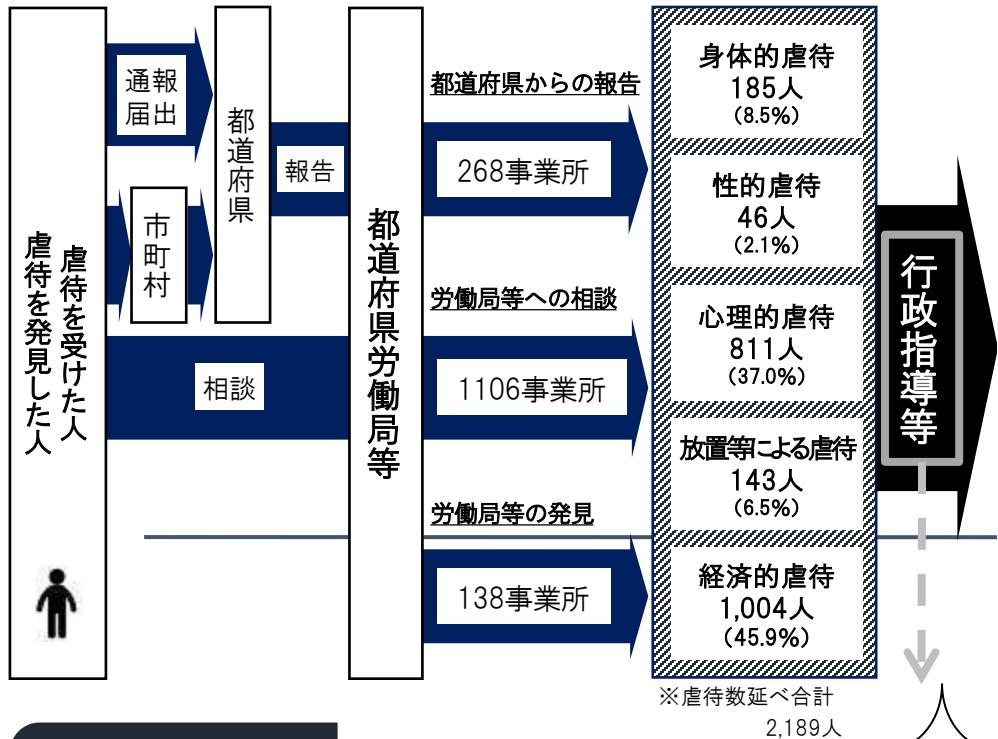
# 令和5年度における使用者による障害者虐待の状況等

通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 1,512事業所  
○通報・届出対象の障害者 1,854人

虐待が認められた事案

○虐待が認められた事業所 447事業所  
○虐待が認められた障害者 761人



労働局での対応

○労働局で行った措置 867件

※ 令和5年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

労働基準監督署

労働基準関係法令に基づく指導等(賃金未払等)  
**743件(85.7%)**  
うち最低賃金法関係 231件(26.6%)

公共職業安定所

障害者雇用促進法に基づく助言・指導等  
**76件(8.8%)**  
(いじめ、嫌がらせ等)

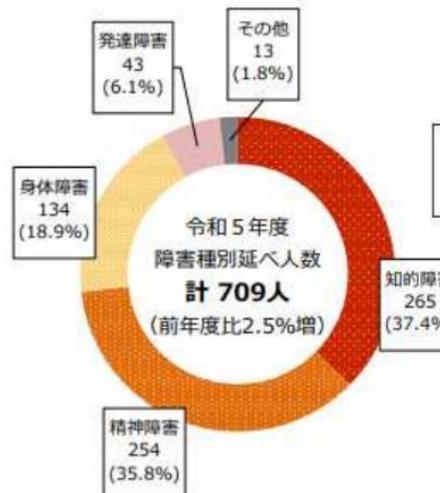
労働局 雇用環境・均等部(室)

労働施策総合推進法に基づく助言・指導等  
**27件(3.1%)**  
(パワハラ等)

男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等  
**13件(1.5%)**  
(セクシャルハラスメント等)

個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等  
**8件(0.9%)**  
(その他)

## ①障害種別



## ②虐待種別



- 障害種別や虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。
- 障害種別は、調査時の際に明らかなるもののみ計上している。

(単位：人)

(単位：人)

# トピックス

# 障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



## (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

## 障害者の意思決定支援を推進するための方策

### 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

#### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

#### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

#### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考) 障害者の意思決定支援のプロセス

相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

## 障害者虐待の防止・権利擁護

### 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

### 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

# 「施設・事業所における虐待防止体制の整備について(通知)」令和7年4月24日付都障害者施策推進部長名通知

7 福祉障施第222号  
令和7年4月24日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶野京子  
(公印省略)

## 施設・事業所における虐待防止体制の整備について (通知)

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

都においては、施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところですが、昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力を行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけるによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者（児）施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

都においては、障害者虐待について、個々の案件に応じて区市町村と連携して対応するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する等、障害者虐待防止に向けた取組を行っているところです。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされると同時に、身体拘束の適正化の推進が義務付けられています（下記6参照）。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようよろしくお願ひいたします。

また、下記事項は、施設及び事業所が虐待防止体制を整備するにあたり、特に留意していただきたい事項をまとめたものです。上記取組の実施にあたっては十分参考にしていただきますよう併せてお願ひいたします。

記

### 1 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について

- (1) 運営規程への定めと全職種の職員への周知
- (2) 虐待防止委員会（年1回以上）、虐待防止の担当者を設置する等の体制整備

#### ◇虐待防止委員会の役割（運営基準等解説通知より）

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

### (3) 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底 など

#### ◇虐待防止のための指針に規定する項目例（運営基準等解説通知より）

- ・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

### 2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

- (1) 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- (2) 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- (3) 事例検討

※虐待防止のための研修は、年1回以上（新規採用時には必ず）実施すること

※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務

員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講させること

※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

### 3 虐待を防止するための取組について

- (1) 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
- (2) 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- (3) 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

### 4 通報義務について

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

# 「施設・事業所における虐待防止体制の整備について(通知)」令和6年5月9日付都障害者施策推進部長名通知

- ※ 障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センターに通告します。
- ※ 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となります。
- ※ また、虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。
- ※ 各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、各担当宛に提出してください。

## 5 身体拘束の禁止について

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続き（①組織による決定と個別支援計画への記載、②本人・家族への十分な説明、③必要な事項の記録）を経るようご留意ください（詳細は「7 参考資料」記載の手引き参照）。

なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

## 6 運営基準の改正による取組の強化について

虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため以下のとおり施設・事業所の取組が令和4年度より義務化されるとともに、令和6年度報酬改定において、新たな減算規定の創設及び減算額の増額など制度改正されておりますので、以上の取組とあわせ、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

### (1) 虐待防止について

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ② 従業者への定期的な研修の実施
- ③ 虐待の防止等のための担当者の設置

※ 虐待防止に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

### (2) 身体拘束の適正化について

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施

※ 身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

## 7 参考資料

以下の厚生労働省ホームページのリンク先に掲載されている、障害者の虐待防止に係る通知及び手引き等についてもご確認願います。

厚生労働省ホームページリンク先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gvakutaiboushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gvakutaiboushi/index.html)

<担当>東京都福祉局障害者施策推進部

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320 4156 FAX 03-5388 1407

【就労移行支援・就労継続支援 A型、B型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当

電話 03-5320 4158 FAX 03-5388 1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当

電話 03-5320 4151 FAX 03-5388 1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当

電話 03-5320 4325 FAX 03-5388 1408

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320 4374 FAX 03-5388 1407

【都立施設・民間移譲施設（旧都立施設）】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当

電話 03-5320 4157 FAX 03-5388 1407

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当

電話 03-5320 4376 FAX 03-5388 1407

# 解釈通知:「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備 及び運営に関する基準について(平成 18 年 12 月6日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 知)【新旧対照表抜粋】 令和3月29日最終改正

改 正 後	現 行
<p>(19) 管理者及びサービス提供責任者の責務（基準第 30 条）</p> <p>指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものである。<u>管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定居宅介護事業所の従業者に基づ準第二章第四節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととし、また、サービス提供責任者の責務を、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うこととしたものである。</u></p> <p><u>その中で、サービス提供責任者は、利用者に対してのみならず、従業者に対しても、利用者への意思決定支援の実施の観点から必要な助言指導を行うことが求められる。なお、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス提供責任者の役割と重複するものであるが、サービス提供責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意すること。</u></p>	<p>(19) 管理者及びサービス提供責任者の責務（基準第 30 条）</p> <p>指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものである。</p>

## 参考:基準

### （管理者及びサービス提供責任者の責務）

- 第30条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

# 身体拘束等の適正化（平成30年度から）

- 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

## «身体拘束廃止未実施減算【新設】» 5単位／日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就効継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

### 【令和6年度報酬改定】

- 施設・居住系サービス：所定単位数の10%に引き上げ  
○訪問・通所系サービス：所定単位数の1%に見直し

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

### （1）やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

### （2）やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人・家族への十分な説明
- ③必要な事項の記録

### 【令和6年度報酬改定に基づく基準省令解釈通知】

#### 「身体拘束等の禁止(基準第48条)」に関する改正内容

○緊急やむを得ない理由の3要件(切迫性、非代替性、一時性)を全てを満たし、かつ、組織として要件確認等の手続きを行った旨を記録しなければならないことが明文化

○検討委員会には第三者や専門家を活用することが「望ましい」  
→「努めること」

○検討委員会は少なくとも1年に1回開催することが「望ましい」  
→「必要である」

○「適正化策」→「解除へ向けた方策」 等

# 身体拘束等の適正化の推進（令和3年度報酬改定）

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

## 運営基準

- 以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。
- ②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

## 減算の取扱い

- 運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算 5単位／日）
- ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。
- なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

## (身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

### 問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。

なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。

- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認を行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。 等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

# 障害者虐待防止の更なる推進（令和3年度報酬改定）

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

## [現行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

## [見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会（注）を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

（注）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

## 【例】

- ① 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ② 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ③ 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

# 障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

## 虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

## 虐待防止委員会

委員長:管理者  
委 員:  
**虐待防止責任者**  
(サービス管理責任者等)  
看護師・事務長  
利用者や家族の代表者  
苦情解決第三者委員など

事業所

合同開催も可能

## 虐待防止委員会

委員長:管理者  
委 員:  
**虐待防止責任者**  
(サービス管理責任者等)  
看護師・事務長  
利用者や家族の代表者  
苦情解決第三者委員など

事業所

## 虐待防止委員会

委員長:管理者  
委 員:  
**虐待防止責任者**  
(サービス管理責任者等)  
看護師・事務長  
利用者や家族の代表者  
苦情解決第三者委員など

事業所

## 虐待防止責任者

各部署の責任者  
サービス管理責任者など

## 虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

## 虐待防止責任者

各部署の責任者  
サービス管理責任者など

## 虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

## 虐待防止責任者

各部署の責任者  
サービス管理責任者など

## 虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員